

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和5年4月25日

高知県競馬組合 管理者 豊永 大五

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	高知競馬場スタンド展示スペース内装改修工事（内競第5-1号）
2 工事場所	高知県高知市長浜宮田2000番地
3 工事の概要	高知県高知市長浜宮田2000番地 高知競馬場スタンド3階の一部を展示スペースとして整備する ・内装改修 各種造作工事一式 ・各種展示物 什器類の製作、設置 ・オリジナルデザインによるグラフィックサインの製作、設置 ・映像シノブシス製作、情報システム構築 ・演出用AV機器システム構築、設置 ・上記に伴う設備改修工事一式
4 工事日数（完成期限）	190日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できるものとする。
7 落札方式	価格競争
8 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法 （紙の入札書を入札箱に投かんする方法）
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格の要件	内装仕上工事において、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の内装仕上工事の総合評定値（総合評点）が1,000点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上となる場合には、内装仕上工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。
3 施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす請負工事、または委託業務の実績を有する者。 - 平成20年度以降に、この入札に付する事項と同種及び同等以上の規模の業務について、元請としての実績を有すること。（同種の業務とは、常設の展示施設において、常設展示（期間を限定した展示・イベント等は除く）として、プロジェクションマッピングを含む展示制作業務（展示造作、映像ソフト・装置、解説グラフィック、電気設備など）を総合的に実施したものとする。） - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 - 最終請負金額または業務委託料（税込）が5,000万円以上であること。
4 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。
	資格等 - 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 - この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 - 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。
	従事実績 従事経験は問わない。

1 申請書等の様式 取得・提出	提出期間	公告の日から 令和5年5月12日（金）午後5時 （申請書等の受付は上記期日までの土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）
	提出先	高知県競馬組合（※第5）
	提出方法	持参又は郵送（当日消印有効）
	掲載場所	以下のホームページに掲載する。 高知県競馬組合 http://www.keiba.or.jp/top.html 高知県農業振興部競馬対策課 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/162201
2 設計図書の閲覧方法		設計図書等収録のCD-ROMを貸与するので、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、第5の高知県競馬組合に持参すること。 また、工事予定地の確認希望がある場合、申込書持参時に現地確認を行うことを認める。（申込書の受付は土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: matsumotoyoshinori@keiba.or.jp
	提出期限	令和5年5月19日（金）午後5時
	回答期限	令和5年5月26日（金）
4 入札参加資格の有無の通知	通知期限	令和5年5月22日（月）
5 入札参加資格のない理由の説明 要求	提出期限	令和5年5月25日（木）午後5時
	回答期限	令和5年5月30日（火）
6 入札日時・場所	日 時	令和5年5月31日（水）午前11時から
	場 所	高知県競馬組合 2階大会議室

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 ※今回の展示工事は、プロジェクションマッピングを含む内容となっているため、挙証資料として、契約書のほかに仕様書・竣工図書などプロジェクションマッピングを確実に履行したことを証明する資料を提出すること。 3 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合） 5 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 6 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）

入札書の投かんに際し、提出する書類	工事費内訳書
-------------------	--------

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地
 高知県競馬組合 管理課
 電話 088-841-5123
 FAX 088-841-5130
 E-mail matsumotoyoshinori@keiba.or.jp

第6 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 質疑書等に基づき設計内容の警備な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 3 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

5 入札時積算数量書活用方式の適用

①本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本工事では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

②受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③受注者からの請求による①に協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

④①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑤①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、

設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6 工事費内訳明細書の提出

①入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

②工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。